

甲府法人会たより



たかおり
(富士川町高下のゆず)

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



平成29年11月

第 136 号

題字 芦澤会長



主な内容

巻頭役員寄稿

平成30年度税制改正に関する提言

法律相談Q&A

税務相談Q&A

第13回 法人会全国女性フォーラム(山梨大会)

開催日：平成30年4月12日(木) 開催会場：アイメッセ山梨

URL. <http://www.kofu-hojinkai.jp> E-mail. info@kofu-hojinkai.jp

巻頭役員寄稿

オフィスの変遷



公益社団法人 甲府法人会

副会長 岸 本 良 三

企業のオフィスとは事務作業を行う場所という意味ですが、近年はコンピュータの発達により、「知的労働の場」としての意味合いが重要視されるようになってきています。

振り返れば、戦前の事務室では、電燈の下で木製の机や椅子が並び、机上には帳簿や算盤があり、腕に肘カバーをした社員が事務に従事していました。

戦後もしばらくは同様でしたが、アメリカ駐留軍がオフィスに設置するスチール製のデスクやチェアの製造を国内メーカーに委託したことから我が国のスチール製家具生産が始まりました。スチール製のオフィス家具が国内の企業に普及したのは、高度成長期に入り、東京オリンピック

クや大阪万博の開催等でインフラの整備が進んだ頃からになります。この頃のスチール製家具は、デスク、ビニールシート張りのチェア、ロッカーなど全てグレー一色でした。

その後、ニクソンショックやオイルショックを経て、我が国も安定成長期に入るとオフィス業界も需要の増加に伴い、生産が活発になりました。バブル景気が始まると、大手企業を中心に飛躍的に企業業績が拡大し、新しいオフィスビルの建設ラッシュもあり、業界も増大する需要に応えるために、工場を建設し、生産を増加しました。またオフィスも外資系企業やIT関連企業を中心に、人材確保のためにグレー一辺倒から、白色系や黒色系などに変化し、実務的

なデスク・チェアから、人間工学的にデザインされたOAデスク・チェアが採用され、配線の見えないフラットなOAフロアが登場してきました。

昭和62年、業界に転機が訪れます。

当時は、全就労者のおよそ半数の3000万人がオフィスで働いていましたが、業界では生産する工場に重きが置かれ、戦略を立案するためのオフィスの重要性が理解されていませんでした。

一方で、オフィスの生産性向上のためにOA化が急速に進み、これからの我が国の経済成長を支えるのは生産現場よりもむしろ知的生産活動の場であるオフィスであるとの考えから、経済産業省の諮問機関からの提言を受け、オフィスユーザーとオフィス関連業界双方を会員とする「ニユーオフィス推進協議会」が設立されました。

提言では、オフィスを、働く人のために快適かつ機能的なものとして、「情報化の中核の場」、「企業文化の発現の場」、「国際化の前線の場」であると位置づけています。また、ニユーオフィス推進協議会では一日の長い時間、人生の長い期間を過ごすオフィスを快適で機能的な空間にするために、

創意と工夫を凝らした企業を表彰しています。

最近のオフィスは働き方の変化もあってオフィス空間、レイアウトが大きく変わってきました。例えば、社外業務の多い営業職には個人専用デスクは無く、必要な時に空いているデスクを使用する「フリーデスク」や、会議を効率的に行うために、座らずに立つて行う「昇降式テーブル」が注目されています。医学的にも、座りすぎが糖尿病や高血圧、ガンまで誘発することが証明されています。ちなみに、日本人は「世界一座りすぎる国民」だそうです。

また、パソコンの浸透によるペーパーレス化の進展、書類保管用の壁面収納家具やオフィス内での私服用などにより、ロッカーの需要も減少傾向にあります。

コンピュータが仕事だけでなく、生活の場にも使用され、在宅勤務の拡大や働き方改革など、環境が変化する中で、業界の一員として、ユーザーとともにオフィスをクリエイティブ・オフィスに変えて行かなければならないと考えています。

(敷島金属工業株式会社

代表取締役社長)

甲府税務署との 意見交換会を開催

本年七月の東京国税局の人事異動に伴い、甲府税務署においても杉田節署長ほか新幹部職員の皆様が着任されました。八月二十三日、古名屋ホテルにおいて、杉田署長をはじめ法人会関係部門の幹部職員のご出席をいただき、意見交換会を開催しました。法人会からは芦澤会長をはじめ本会役員や青年部会・女性部会の役員など約五十名が参加し、税務行政や法人会の各種活動について活発な意見交換を行いました。



意見交換会において挨拶をする芦澤会長

会員から寄せられた善意の品々を寄贈 (本年度十回目の寄贈)

甲府法人会では、本年も山梨県法人会連合会と共催にて、社会貢献活動の一環として、会員から寄せられたタオル、石けん、ティッシュ、使用済みの切手、未使用のテレホンカードなどの善意の品々を山梨県と山梨県社会福祉協議会を通じて福祉施設などに寄贈しました。

これらの寄贈品は、両会の総会及び甲府法人会の青年部会・女性部会の総会出席者を中心に寄せられたものです。

八月十日、甲府法人会館において寄贈式を行い、社会貢献担当の高野孫左門副会長から山梨県と山梨県社会福祉協議会に贈呈しました。



高野副会長（右）から山梨県への寄贈

富士山クリーン作戦に参加

八月五日、富士山をきれいにする会が主催する「富士山クリーン作戦」に、甲府法人会から芦澤会長をはじめ本会役員、女性部会員および会員企業の社員など三十三名が参加しました。

例年同様、国内外からの多くの登山客や観光客などで賑わうなか、五合目ロータリー周辺と登山道入り口の清掃活動や、ゴミの持ち帰りの啓発用ポケットティッシュの配布などを行いました。この清掃活動への参加は女性部会を中心に平成八年から続いており、今回で二十一回目となりました。



清掃活動に参加した皆様

女性部会が福祉施設を慰問

女性部会では、九月二十一日に南アルプス市の「白根聖明園」を訪問し、フラダンスを披露しました。女性部会員のメンバーが鮮やかな衣装に身を包んで登場し、日頃から練習を重ねているダンスを披露すると、施設に入居されている皆さんが満面の笑顔で手をたたき歓声を上げられました。また、フラダンス講師による振り付けの説明に熱心に耳を傾け、一緒にフラダンスを楽しみました。今回の訪問は十二回目となり、この慰問活動は今後も継続して行っていく予定です。



フラダンスの披露

平成30年度

税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映し、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っております。本年も全国から寄せられたアンケートや税制改正要望をとりまとめた「平成30年度税制改正に関する提言」が全国法人会総連合の理事会において決議されましたので、提言の内容をご紹介します。

はじめに

我が国経済は引き続き緩やかな回復基調にあるが、依然として力強さを欠ける。日銀の長期にわたる「異次元緩和」にもかかわらず、2%の物価目標達成が六回も先送りされるなど、安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却も不透明なままである。

アベノミクス最大の効果といわれた円安・株高の流れにはブレーキが

かかり、政権が異例の要請を行った賃金引き上げも、強まる人手不足感や良好な企業業績の割には低調で個人消費への波及は鈍い。消費税率10%への引き上げ再延期と大規模な経済対策による効果も定かではない。このため、政権の経済財政運営に疑問が呈されている。

とりわけ財政規律の緩みに対する懸念はこれまで以上に強まっている。「骨太の方針2017」は2020年度までの基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を維持したが、

「同時に」債務残高対GDP（国内総生産）比の安定的引き下げを目指すとの文言を新たに盛り込んだ。

基礎的財政収支黒字化の目標達成が困難になる中、債務残高対GDP比の引き下げならば名目成長率と長期金利の水準からみて達成が容易なことから、財政健全化目標未達成への批判を回避できるとの狙いがある

とみられている。ここは改めて歳入・歳入一体による厳しい改革工程の策定と実行を求めたい。

アベノミクスの柱である成長戦略の中核を担うべき規制改革では、農業や医療などの岩盤規制へもっと切り込む必要があり、「20%台」が実現した法人実効税率引き下げ効果も顕在化させねばならない。また、地域経済と雇用の担い手である中小企業対策では地方創生戦略との相乗効果なども視野に入れて着実な成果を示していくことが肝要である。

世界経済は、本年誕生したトランプ米政権の保護主義的な動きなどにより主要国の政策協調に軋みが生ずるなど、急速に不確実性を増している。我が国はこうした局面でこそ、易きに流れぬ厳しい改革の断行によって経済財政の基盤をしっかりと固め、将来に備えておく必要がある。

基本的な課題

I 税・財政改革のあり方

国と地方を合わせた長期債務残高がGDPのほぼ二倍の一、〇〇〇兆円を超えた我が国の財政は、先進国の中で群を抜いて悪化したままであ

る。行政サービスという国民の「受益」と、その財源を賄うべき税や社会保険料といった国民の「負担」のアンバランスが依然として解消されず、借金に頼ってきたからである。

「中福祉・低負担」とされる構造から脱却できない社会保障分野は、それを象徴している。先進国で最速のスピードで進展する少子高齢化社会に対応するには、受益を大胆に抑制し、「負担」を必要な水準に引き上げて「中福祉・中負担」を目指す以外に、持続可能な社会保障制度と財政健全化を両立させるための現実的な方法はない。

「社会保障と税の一体改革」はその一歩だったが、中身は大きく変質してしまった。「負担」にあたる消費税率10%への引き上げが2019年10月へ再延期される一方で、「受益」の方は重点化・効率化がなかなか進まないどころか、社会保障の充実を先行させているのが現状といえる。

これは明らかに財政規律が緩んでいるからであろう。国家的課題である持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立ができなければ、国民の将来不安を増幅し成長を阻害する要因ともなる。政府に求められるのは一刻も早く財政規律を立て直すこと

である。そして厳しい税財政改革を断行し将来に備えねばならない。

1. 財政健全化に向けて

政府の「経済財政運営と改革の基本方針二〇一七」(骨太の方針二〇一七)は、財政健全化目標を変更した。これまでの「二〇二〇年度までに基礎的財政収支(プライマリーバランス≡P B)を黒字化し、その後、債務残高対G D P比を安定的に引き下げる」から、二〇二〇年度P B黒字化を維持しつつ、「同時に債務残高対G D P比の引き下げを目指す」としたのである。

財政健全化はフローとストック両面から進めねばならないから、P Bと債務残高の改善を目標とするのは当然である。しかし、債務残高対G D P比の引き下げにP B黒字化と「同時」という文言が加わったことで、健全化目標は大きく変質したとされる。

内閣府が本年七月に示した新たな「中長期の経済財政に関する試算」によると、P Bは二〇二〇年度で八・二兆円の赤字が残り黒字化目標は絶望的である。一方の債務残高対G D P比は今年度の一八九・五%から一七九・三%へと低下していく。高い名目成長率の想定と異次元緩和持続

による利払い費低下などを勘案すれば当然の帰結といえよう。すでに二〇一八年度のP B赤字対G D P比一%程度という中間目標の達成は、消費税引き上げ再延期などにより不可能とみられており、今回の目標変更は二〇二〇年度目標未達成の批判を和らげる狙いとの指摘が多い。「債務残高対G D P比」は債務残高が増加しても名目成長率がそれより高ければ一時的に引き下がることから、歳出拡大圧力を誘引する側面もある。また、いずれ金融が引き締めに向かえば、現在と逆のパターンをたどり債務残高対G D P比が上昇に転じることになり留意せねばならない。

昨年度の国の税収は当初予算を大幅に下回ったうえ、前年度実績をも割り込んでおり、高成長を背景とした税の自然増収に頼る財政健全化計画は急速に説得力を失いつつある。真の財政健全化を達成するためにはP B黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

の原点に立ち返って、二〇一九年一〇月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが必要である。

(2)「骨太の方針二〇一五」では、歳出面で二〇一六年度から一八年度までの三年間で政策経費の増加額を一・六兆円(社会保障費一・五兆円、その他〇・一兆円)程度に抑制する目安を示した。この二年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。

(4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率一〇%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率一〇%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによ

る減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「二〇二五年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

その意味で、診療報酬と介護報酬の同時改定の年となる来年度は、今後の給付抑制を占ううえでの試金石といえる。とりわけ、診療報酬は引き下げ要因をこれまで「薬価」のマイナス改定に依存してきただけに、医師の人的費にあたる「本体」にどう切り込むかが焦点となろう。

社会保障と税の一体改革工程表との関係では、消費税引き上げが再延

期される一方で、保育士や看護師の待遇改善などの充実策が先行実施された。これらの施策は少子化対策として必要不可欠ではあるが、安定財源の同時確保が何より重要である。

また、「骨太の方針二〇一七」が盛り込んだ「幼児教育・保育の早期無償化」に向け、その財源として検討対象となっている「子ども保険」の創設についても、慎重であるべきと考える。この種の財源としては税の方が妥当との意見や、保険料の負担面で世代間に不公平が生じるなどとの意見が強いからである。

超高齢化社会が到来した今、社会保障は「公助」に多くを頼るのではなく「自助」「共助」の役割をどう組み合わせていくかが重要である。医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、こうした視点を踏まえた客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位

置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、二年に一度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率八〇%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような

社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

財政健全化と社会保障の安定財源を確保するため、消費税引き上げが必要なのは指摘した通りである。しかし、増税が国民に痛みを求めるものであることも事実である。消費税引き上げの前提に「行革の徹底」があつたのはこのためであり、改めてこうした経緯を想起する必要がある。

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。行革が遅々として進んでいないようにみえるのは、この精神を忘れているからである。

衆議院では選挙制度改革をめぐる「一票の格差」是正を目的にした定数の見直しは行われたが、抜本的な議員定数削減には至っていない。税金が含まれている政治資金についても、不適切とされる支出が近年目立っている。国民の政治不信を払拭するためにも、政治資金規正法の見直しなどを行い、使途の適正化を図るべきである。

もはや改革の先送りは許されない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率一〇%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、一〇%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまで指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税收確保などの観点から極めて問題が多いからである。

低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であり、インボイスについても単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるので、導

入の必要はない。また、税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が重要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は運用段階に入っただが、依然として国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言えない。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組みでいく必要がある。

また、制度を有効に機能させるには国民の信頼が何より重要であることから、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。国民の

利便性を高める観点からは、e・TAXやeLTA Xを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となつて利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな回復基調を続けている。しかし、長期にわたる異次元緩和にもかかわらず、デフレ脱却を意味するインフレ目標2%の達成は二〇一九年度までさらに先送りされ、また国民の実質所得と個

人消費や設備投資がつかない「好循環」サイクルにも至っていない。

円安や減税などで企業の収益力は高まり業績は好調である。失業率は極めて低い水準で完全雇用状態が続いており、さまざまな業種で人手不足感が強まっている。しかし、賃金の上昇は期待を大きく下回り、多くは内部留保として積み上がっている。

法人実効税率こそ「二〇%台」が実現したが、その成果は定かではない。肝心の規制改革では農業や医療、労働市場などの岩盤規制の核心には踏み込まないまま、働き方改革や人材投資・教育などのソフト面に重心を移している。新たな戦略として打ち出したAI(人工知能)やあらゆるものがネットにつながる「IoT」も、規制緩和が伴わなければ効果は減じられよう。

明らかに成長戦略は減速している。アベノミクスの先導役を果たした異次元緩和も、副作用が指摘され始めるなど限界が近づいているといわれる。持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や税制面をはじめとした多角的な環境

整備が求められる。

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成二十八年年度税制改正で二九・九七%(平成三十年年度二九・七四%)となり、政府目標の「二〇%台」が実現した。このため、税率引き下げの条件となった賃金引き上げや対日投資促進などで、さらに明確な成果を引き出す方策が求められる。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約二五%、アジア主要一〇カ国の平均は約二二%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例一五%を時限措置ではな

く、本則化する。また、昭和五十六年以来、八〇〇万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも一、六〇〇万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成三十年三月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計三〇〇万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企

業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事者条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ること

を求める。

- ① 株式総数上限（三分の二）の撤廃と相続税の納税猶予割合（八〇％）を一〇〇％に引き上げる。
- ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、五年経過時点で免除する制度に改める。
- ③ 対象会社規模を拡大する。

Ⅲ 地方のあり方

地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針二〇一七」に基づき、地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上や東京一極集中の是正を図ることなどを目指しているが、それには地方がそれぞれの特色と強みを生かし、新たな技術やビジネス手法を開発することが何より求められよう。その戦略構築には地域の産業実態に通じた民間の知恵・工夫の結集が欠かせない。

ただ、地域活性化策として一部で評価されている「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながるとは考えにくい。総務省が本年四月、過剰な返礼品に一定の制限を設けたのは当然の措置といえる。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。

財政調整基金など地方の基金残高総額が二十一兆円（二十七年決算）に膨らんだことも、「地方は国の仕送り（地方交付税）を貯金している」として問題視されている。総務省では各地方公共団体の基金増加の背景や要因を把握・分析することにしていくが、国のPBが大幅赤字で地方のそれが黒字という財政状況を考えれば、地方交付税総額の相応の削減は避けて通れまい。

そもそも、地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方は必要な

安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口三〇万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数（全国平均ベース）が改善せず、高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企

業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成二十八年度～三十二年度）」も二年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、昨年四月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な

復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

平成30年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！
- 中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

法律相談

役員退職金支給規程と

請求権の発生



古屋法律会計事務所

弁護士 古屋 俊仁



「Yは株式会社であり、XはY会社の取締役であり、Xは平成29年5月28日開催の定時株主総会をもって役員を退任する予定であった。Y会社には、「役員退職慰労金支給基準規程」が設けられていた。Y会社は平成29年4月29日の取締役会において、平成29年5月28日開催の株主総会で、退任予定のXに対し上記規程により算出される役員退職金を支給する旨の議案を提出する旨決定した。しかし、平成29年5月はじめ頃Y会社の子会社において平成25年頃から不適切な会計処理が行われていることが発覚し、本件支給議案に基づいて退職金を支給することが困難となった。そこで、Y会社は、平成29年5月15日に臨時取締役会を開催し、平成29年5月28日開催の株主総会において、Xへの役員退職慰労金支給の議案を上程しないことを決議した。

Xは、平成29年4月29日の取締役会における役員退職慰労金支給議案を上程する決議をしたことにより、平成29年5月28日開催の定時株主総会の承認を得た上で退職金を支給する旨の合意がY会社とXとの間で成立したから、Y会社にはこの合意に基づき、Xに対し退職金を支給する義務があると主張している。どうなるだろうか。」



1. 「会社法361条は、
「取締役の報酬、賞与
その他の職務執行の対

価として株式会社から受ける財産上の利益については、定款に定めがないときは、株主総会の決議によってこれを定める」と規定しています。そして、役員退職慰労金はその在職中における職務執行の対価として支給されるものである限り、本条にいう報酬に含まれると解されています。したがって、役員退職金は定款に定めがない限り、株主総会の決議によって支給されることになります。

2. それでは、取締役会で決定した役員退職慰労金支給規程がある会社の場合で株主総会の決議がなされないときは、退職役員の退職慰労金はどのようなのでしょうか。これについては、役員退職慰労金規程は、役員間の「紳士協定」であって、法的効力はないので、これに基づいて役員退職慰労金請求権が発生することはないと解されており確定した判例法理です。

3. では、本件のように役員退職慰労金規程によって算出される退職金を支給する旨の議案を上程することを取締役会において決議したが、株主総会上程されず株主総会の決議がなされないという場合でも、株主総会の決議がない以上役員退職慰労金請求権は発生していないのでしょうか。それとも、取締役会において役員退職慰労金支給議案を上程する決議がなれた時点で、会社と退職する役員との間で役員退職金の支給に関する合意があり、会社はこの議案を株主総会上程しその決議を得なければならず、会社において一方的にこの合意を撤回し、この議案を株主総会上程しないことはできず、上程しない場合には、株主総会の決議がなくても役員退職慰労金請求権は発生していると考えられることはできないか。これがこの問題の核心です。

4. 本件と同様な事案が裁判で争われました。この判決では、「会社法361条の解釈によれば、株式会社の取締役ないし監査役につい

ては、定款又は株主総会の決議によつて、報酬の金額が定められなければ、具体的な報酬請求権は発生せず、取締役が会社に対して報酬を請求することはできず、この理は、内規で退職慰労金の支給基準が定められ、これまで、退職慰労金の支給がなされてきた慣行がある場合も同様であると解される。」と判示し、この裁判の判決では取締役会で退職慰労金支給議案を株主総会に上程する決議があつたことをもつて、退任取締役と会社との間で合意（契約）があつたと解することはできないとして、この合意を否定しました。

5. 以上のことから、右の事案とは異なり、本件支給議案に対する株主総会の決議が行われた後に子会社の不適切な会計処理が発覚した場合、株主総会の決議がなされた時点において会社と退任取締役との間で退職金支給に関する合意（契約）が成立していると解することになるから、会社がこの合意を一方的に解約することはできないということになると考えられます。

す。このことは、「総会決議により取締役の報酬総額の上限が定められ、取締役会において取締役に期間を定めずに毎月定額の報酬を支払う旨定められたときは、契約が成立しているもので、その後、取締役会や株主総会において特定の取締役の報酬を無報酬としたり又は報酬の減額をする旨決議しても、当該取締役がこれについて同意しない限り、その報酬請求権を失うものではない」とする最高裁判平成4年の判決の趣旨からしてそのように解されるものと考えます。

6. この事案を通じて、役員の報酬や退職金の支給に関する総会の決議はその役員と会社との間の合意（契約）の成立であるとの考え方が明確に示された判決であり、その成立が認められない以上退職する役員の法律上退職金請求権は発生していないし、逆にこの決議により合意（契約）が成立した以上その後の株主総会の決議をもっても会社から一方的にこれを撤回することもできないことが明確になったということができます。

消費税期限内納付 推進運動実施中！



- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。

消費税には
申告・納付期限^(※2)が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,300万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,300万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 (確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、前記期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日まで消費税の申告と納付を行う必要があります。

※3 確定消費税と赤字をいふ税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含む）が48万円以下の事業者が、「直前の中間申告書を提出する際の届出書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。

税 務 相 談



東京地方税理士会甲府支部
税理士 中澤 由次

平成30年1月1日から適用される
所得税の配偶者控除及び
配偶者特別控除について

平成30年1月1日から適用される所得税の配偶者控除
及び配偶者特別控除について教えてください。



平成30年分の給与所得者の扶養控除
等申告書が配布される時期となりました。
平成29年度の税制改正により、経
済の成長力の底上げのため、就業調整
を意識しなくて済む仕組みを構築する
観点から所得税の配偶者控除及び配偶
者特別控除の見直しがされました。

まず、改正に伴う用語の定義につい
て図示しますと【図1】の通りとなり、
改正前の控除対象配偶者が、改正後の
同一生計配偶者と同義となり、改正後

の控除対象配偶者は、給与所得者の合
計所得金額が1,000万円以下という
制限が加えられました。配偶者特別控
除については、改正により対象となる配
偶者の合計所得金額が38万円超123
万円以下とされました（改正前は38万
円超76万円未満）。

さらに、毎月の給与等の支払いをす
る際の源泉徴収する税額は、配偶者控
除の控除額及び配偶者特別控除額（控
除額の改正については【図2】を参照）
の見直しに伴い、源泉控除対象配偶者
の規定が設けられ、源泉控除対象配偶
者に該当する場合には、配偶者を扶養
親族等の数に含めて源泉徴収税額を計

【図1】

改正前	
控除対象配偶者 注2 注3	・給与所得者の合計所得金額 →無制限 ・配偶者の合計所得金額 →38万円以下
配偶者特別控除の 対象者	・給与所得者の合計所得金額 →1,000万円以下 ・配偶者の合計所得金額 →38万円超76万円未満



改正後	
同一生計配偶者 注2	・給与所得者の合計所得金額 →無制限 ・配偶者の合計所得金額 →38万円以下
控除対象配偶者 注3	・給与所得者の合計所得金額 → <u>1,000万円以下</u> ・配偶者の合計所得金額 →38万円以下
配偶者特別控除の 対象者	・給与所得者の合計所得金額 →1,000万円以下 ・配偶者の合計所得金額 →38万円超123万円以下
源泉控除対象配偶者	・給与所得者の合計所得金額 → <u>900万円以下</u> ・配偶者の合計所得金額 →85万円以下

注1上図の対象となる配偶者は、給与所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専
従者等を除きます）に限りです。

注2（特別）障害者に該当する場合には、（特別）障害者控除の対象となります。

注3控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となりま
す。

算しますので、給与計算ソフトの設定などに注意が必要です。

また、これらの改正により「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、次の申告書の記載事項の見直しが行われました。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 公的年金等の扶養控除等申告書
- ③ 従たる給与についての扶養控除等申告書

平成30年分以降、次の様式が変更されていますので、注意が必要です。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 公的年金等の扶養控除等申告書
- ③ 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ④ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑤ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ⑥ 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿

新様式は国税庁のホームページで確認することができます。

平成30年1月1日以降に支払われる給与等の源泉徴収事務から新しい制度が適用されますので、制度をしっかりと理解していただき適正な処理をして頂きたいと思います。

【図2】

配偶者控除額 (単位:万円)

配偶者の合計所得金額(給与収入)		改正前		改正後	
		38(103)以下		38(103)以下	
		右記以外	老人控除対象配偶者	右記以外	老人控除対象配偶者
納税者の合計所得金額(給与収入)	900(1,120)以下	38	48	38	48
	900超～950(1,170)以下			26	32
	950超～1,000(1,220)以下			13	16
	1,000(1,220)超			0	0

改正前配偶者特別控除 給与収入は万円未満
切り捨て

(単位:万円)

配偶者の合計所得金額(給与収入)		38超～40(105)未満	40超～45(110)未満	45超～50(115)未満	50超～55(120)未満	55超～60(125)未満	60超～65(130)未満	65超～70(135)未満	70超～75(140)未満	75超～76(141)未満	76(141)以上
納税者の合計所得金額(給与収入)	1,000(1,220)以下	38	36	31	26	21	16	11	6	3	0
	1,000(1,220)超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正後配偶者特別控除 給与収入は万円未満
切り捨て

(単位:万円)

配偶者の合計所得金額(給与収入)		38超～85(150)以下	85超～90(155)以下	90超～95(160)以下	95超～100(167)以下	100超～105(175)以下	105超～110(183)以下	110超～115(190)以下	115超～120(197)以下	120超～123(201)以下	123(201)超
納税者の合計所得金額(給与収入)	900(1,120)以下	38	36	31	26	21	16	11	6	3	0
	900超～950(1,170)以下	26	24	21	18	14	11	8	4	2	0
	950超～1,000(1,220)以下	12	12	11	9	7	6	4	2	1	0
	1,000(1,220)超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

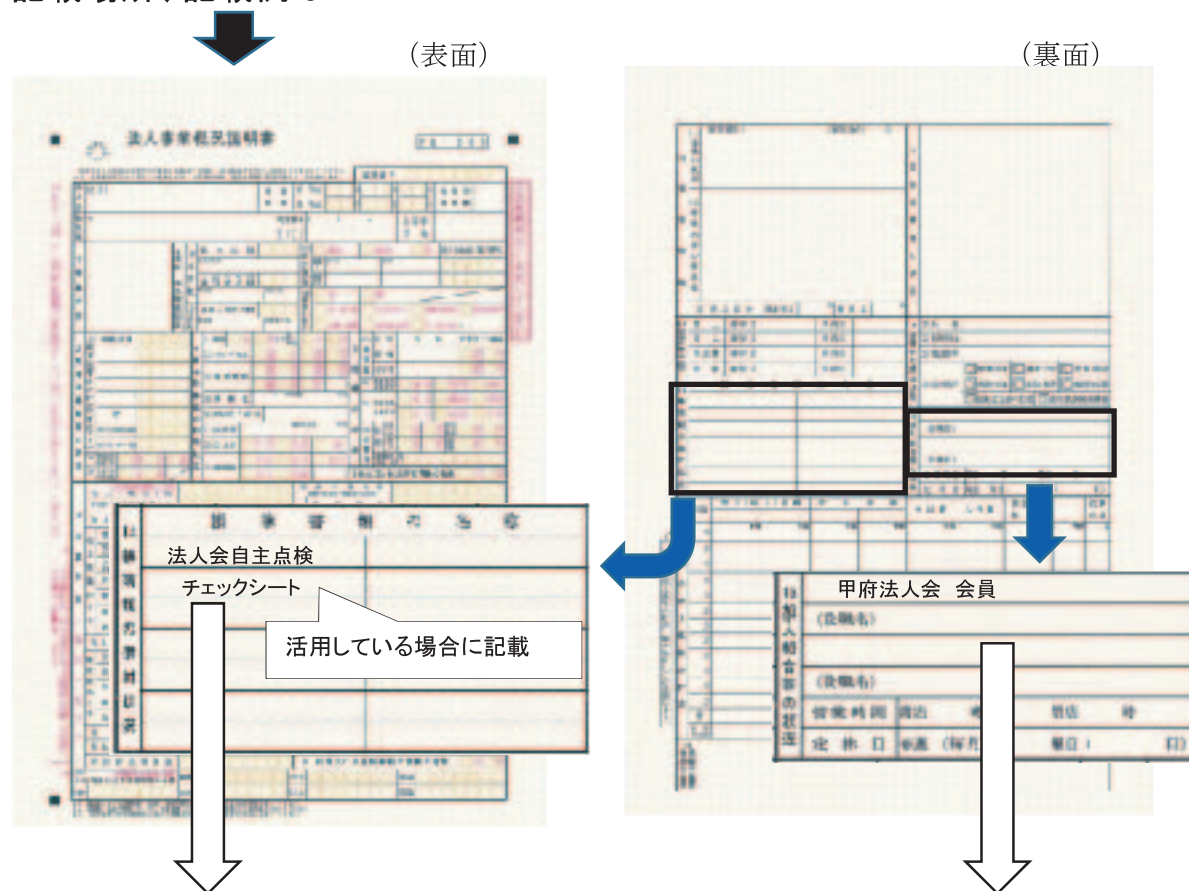
甲府法人会 会員であることを明記しましょう

★「法人事業概況書」に会員であることの証として★

法人税確定申告書の提出時にあわせて提出する「法人事業概況書」に甲府法人会の会員であることを記入しましょう。また、企業の税務コンプライアンスに「自主点検チェックシート・ガイドブック」を活用している場合は、活用していることを記載しましょう。

法人税確定申告書の書面による提出、e-Taxでの送信の際、必ず記載しましょう。税理士に依頼している場合、必ず記載するようお願いしてください。

記載場所、記載例は



【自主点検チェックシート】

このチェックシートは全国法人会総連合が企業の内部統制の強化や経理水準向上のため、全日本税理士会連合会の監修と国税庁の後援のもとに作成したものです。

チェックシートを活用することで、**税務調査での指摘事項の減少、ひいては調査の対象から除かれることを法人会は期待しています。**

※まずは当会のホームページからダウンロードしてご使用ください。

【法人会会員であること】

法人会は「税のオピニオンリーダー」として、自ら税を理解し正しい申告と納税を行う法人で組織する団体です。

税務署と連携を図りながら、税知識の普及、納税道義の高揚を図る各種の活動をしています。

甲府法人会の会員であることをアピールしてください。

「税を考える週間」のお知らせ

国税庁では、毎年11月11日から11月17日を「税を考える週間」として、期間中、国民の皆様に税務行政への理解と信頼を深めていただくよう、全国各地で税に関する広報や様々な行事を行います。

甲府法人会の行事予定

○「第32回 県民の日記念行事」への出展 (税金クイズ)

11月18日(土)～11月19日(日)
小瀬スポーツ公園



○「小学生の税に関する習字展」入賞作品の展示

11月11日(土)～11月17日(金)
甲府駅ペDESTリアンデッキ

○「小学生の税に関する習字展」入賞作品の展示

11月11日(土)～11月23日(木・祝)
オギノリバーサイドシティ

(習字展については、甲府法人会館および甲府合同庁舎に常設しております。)



その他の予定



○甲府法人会主催「第9回少年野球・税金教室」

12月2日(土)

南アルプス市櫛形総合公園 野球場



税について「ちよつと」考えてみよう!

「税を考える週間」

11月11日～11月17日

今年のテーマは「くらしを支える税」です

ドラマ仕立ての動画で見る
税について考えてみよう

国民の税務を「学せよ」

国税庁のホームページでは「国税庁の図鑑」や「税に関する情報」を紹介しています。

くわしくはこちら [税を考える週間](#) 検索

マイナンバー制度についても紹介

国税庁 www.nta.go.jp



甲府税務署

～確定申告の大切なお知らせ～



申告書・申請書の提出には マイナンバーの記載が必要です



1

平成29年分の確定申告では、平成28年分に引き続き、申告書にマイナンバーの記載が必要となります。

2

申告書提出の際には、本人確認書類(番号確認書類と身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要になります。



医療費控除の手続きが変わります



1

平成29年分の確定申告から、医療費の領収証の提出が不要となります。

2

医療費の領収証の代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要となります。

3

医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

4

医療費の領収証は、自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

5

医療費控除の明細書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。



申告書の作成は、国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください



1

作成した申告書等は、e-Taxを利用して提出できます。
また、印刷して郵送等により提出することもできます。

2

確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。

3

収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算できます。

4

作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告で利用できます。



作成コーナー

www.keisan.nta.go.jp



森林環境税にご協力いただいています。

●山梨の78%を覆う森林は、洪水や土砂災害から県土を保全して、私たちの生命や財産を守っています。

山梨の森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、平成24年4月から『森林環境税（県民税均等割の超過課税）』を導入し、個人からは一人あたり年間500円を、法人からは均等割額の5%相当額を負担いただき、公益的機能が発揮される森づくりを進めています。

※年間2億7千万円程度の税収を見込んでいます。

●森林の多様な役割（公益的機能）

- ▶ 豊かな水をたくわえ、供給する働き
- ▶ 山くずれや洪水などを防止する働き
- ▶ 生活環境や生物多様性を守る働き
- ▶ 地球温暖化を防止する働き
- ▶ 木材などを生産する働き
- ▶ 自然に親しみ、自然の大切さを学ぶ場としての働き

山梨の
78%を
覆う森林

山梨の78%を覆う森林は、洪水や土砂災害から県土を保全して県民の生命や財産を守るとともに、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど、多くの公益的機能があります。

平成29年度から、新たな第2期計画(5ヶ年)が始まりました

○第2期(平成29～33年度)計画のご案内

森林は
県民共通の
財産

多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

- ① 荒廃森林再生事業
整備目標▶ 3,850ha
総事業費▶ 2,088,070千円
- ② 里山再生事業
整備目標▶ 500ha
総事業費▶ 204,820千円
- ③ 広葉樹の森づくり推進事業
整備目標▶ 40ha
総事業費▶ 146,960千円

木材・木質バイオマスの利用促進

- ④ 甲斐の木づかい推進事業
導入目標▶ 470組
総事業費▶ 14,000千円

社会全体で支える仕組み

- ⑤ 県民参加の森林づくり推進事業
総事業費▶ 10,500千円
- ⑥ 森林体験活動支援費補助金
助成目標▶ 70機関
総事業費▶ 10,500千円
- ⑦ 森林環境保全基金
運営委員会開催費
総事業費▶ 16,110千円

※税収、国庫補助金等を財源とし、5年間で総事業費2,490,960千円を見込んでいます。

引き続き県民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

●お問い合わせ 山梨県森林環境部森林環境総務課 055-223-1634
山梨県総務部税務課 055-223-1387

第31回自治体学会山梨甲府大会に 参加して得たもの

— よつびし総研加入から半年あまり —



四菱まちづくり総合研究室

等々力 遵



私は、今年の春、山梨県立大学へ入学した直後から四菱まちづくり総合研究室（よつびし総研）に加入しています。四月から五月にかけての新入生歓迎のお茶会やバーベキュー・パーティにはもっぱら「お客様」として参加していました。が、学生が気になるお店を取材して情報発信する「ビシランガイド」の活動、防災新館で六月に開催した「よつびし総研一〇周年記念イベント」、オリオンスクエアで七月に開催した「夏祭り」、小江戸川越への視察等を自分たちで企画・実施するようになり、次第にスタッフとしての自覚ややり甲斐を感じるようになってきました。

自治体学会で実施してきたポスターセッションに私たちも挑戦することになりました。ポスターセッションとは、日頃よつびし総研が実践しているまちづくり活動について、写真などを交えてポスターを作成・展示して、学会を訪れた自治体職員や研究者、そして一般の市民の方に報告させていただき、ご意見やアドバイスを伺ったり、情報交換をしたりするという学会報告活動です。『甲府！おもてなしBOOK4』電子版の発行や取材店舗の業種別分類等をご提案いただいたり、学生が全国各地を視察して作成したレポートを発表し合うという活動をしている他大学の情報を提供いただいたりしました。また、「いつも読んでるよ」、「これから応援していくよ」といった暖かいお言葉もいただき、身が奮い立

つ思いをしました。

ポスターセッション以外にも、学会運営のお手伝いもさせていただきました。私は、「地域公共交通をデザインする」というテーマの分科会に事務局員として参加しました。公共バス廃止の可能性、高齢者が「買物難民」として取り残される危険性等、改めて課題の大きさを実感し、私たちにも何かできることはないだろうかと考えさせられました。

また、学会終了後出発する一泊二日のエクスカーシオン（勝沼と早川）が企画されていたのですが、私は高橋柚奈と竹村都亜との三名で早川町を訪れるエクスカーシオンに参加しました。早川町は、日本一人口が少ない町として知られていますが、実際に現地を訪れて、山の斜面に沿って建っている住宅、自然と一体となっている美しい町並みを見て、息をのみ、圧倒されました。宿泊したヴィラ雨畑の静かな環境と温泉、二日目の昼食で食べた武蔵屋の手打ちそばの美味しさなども堪能させていただきました。二日目の午前中に、早川町の辻町長からお話を伺ったのですが、「住民の数よりも、どれくらいの住民が満足しているかが大事」と仰った言葉が大変印象に残っています。

午後は、日本上流文化圏研究所の鞍打主任研究員から、二十一世紀の農山村のあるべき姿について説明いただきました。

私は、「よつびし総研」に入ってから一年も経っていませんが、先輩方や活動に協力してくださる方々の積み上げてきた一〇年間の重みを感じています。甲府の魅力を県内外に発信するためにまだまだ未熟な身ではありますが、精一杯活動していきたいと思えます。今後とも、皆さまのご指導、ご支援、そしてご鞭撻をよろしく願います。



（山梨県立大学国際政策学部総合政策学科一年）

新入会員紹介

ご入会ありがとうございます

(順不動・敬称略) (平成29年8月～10月)

正会員 法人名	所在地	所属支部
株式会社 アルテミス	北 杜 市 小 淵 沢 町	小淵沢支部
株式会社 富士ジネンテックファーム	北 杜 市 小 淵 沢 町	小淵沢支部
株式会社 コンピュータマインド	甲 府 市 下 飯 田	池田・新田支部
株式会社 ムサシクリエーション	甲 府 市 下 飯 田	池田・新田支部
株式会社 I. S	甲 斐 市 下 今 井	双葉支部
有限会社 富士カレット	甲 府 市 大 里 町	大里・大国支部
株式会社 丸栄興産	甲 府 市 丸 の 内	春日西支部
エコプレクスサス葦崎プロジェクト 株式会社	中 央 市 東 花 輪	田富支部
株式会社 甲斐エステート	甲 府 市 堀 之 内 町	大里・大国支部
賛助会員 事業所名	所在地	所属支部
ちずわ税理士事務所	甲 府 市 宝	穴切支部
竹野司法書士事務所	甲 府 市 武 田	新紺屋・朝日支部
池谷 仁	甲 府 市 上 町	山城支部

「小学生の税に関する習字展」入選作品の展示のお知らせ

優秀賞の作品 (27作品) の展示

展 示 場 所	展 示 期 間
甲府駅北口ペDESTリアンデッキ	平成29年11月11日 (土) ～11月17日 (金)
甲府合同庁舎 1階 (甲府駅北口)	平成29年11月10日 (金) ～平成30年10月
甲府法人会館 2階	平成29年11月10日 (金) ～平成30年10月
山梨中央銀行柳町支店	平成29年12月1日 (金) ～平成30年1月31日 (水)

優秀賞の作品 (27作品) 及び佳作の作品 (72作品) の展示

展 示 場 所	展 示 期 間
オギノ田富リバーサイド店	平成29年11月11日 (土) ～11月23日 (木・祝)
山梨県立県民文化ホール(コラニー文化ホール)	平成30年3月8日 (木) ～3月31日 (土)

*優秀作品 (27作品) の紹介は、次号 (平成30年1月発行) に掲載いたします。

研修会予定

○新設法人説明会

一月十七日 甲府法人会館

【内容】○設立にともなう手続きと税金の申告・納税について

○日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて

○源泉徴収事務について

○決算法人説明会

十一月二十九日 甲府市総合市民会館

【内容】○決算の留意点について

○消費税について

○源泉徴収事務について

○源泉部会講習会

(第六回・最終講座)

一月二十三日 東京エレクトロン・葦崎文化ホール

一月二十四日 アビオ甲府

【内容】初級・上級講座共通

「給与所得者の確定申告について」

○年末調整等説明会

十一月九日 甲府市総合市民会館

十一月十日 甲府市総合市民会館

十一月十五日 昭和町総合会館

十一月十六日 甲斐市数島総合文化会館

十一月十七日 南アルプス市柳形生涯学習センター

十一月二十一日 北杜市須玉農村総合交流ターミナル

十一月二十二日 東京エレクトロン・葦崎文化ホール

【内容】○給与支払報告書の書き方と提出方法

○法定調書の書き方と提出方法

○平成二十九分年調整のしかた

《山梨県法人会連合会主催のセミナー・講演会》

○女子力パワーアップセミナー

(第三回) 十一月十四日 甲府法人会館

【内容】

女性経営者による講演

リーダーシップ・コーチングスキル向上研修

・リーダーシップに求められる役割とは

・メンタルヘルスとコンプライアンス

の重要性

・コーチングの基本的な考え方

・傾聴・承認・質問のスキル

・ほめ方・叱り方

・グループディスカッション(異業種交流)

○「新春講演会」

一月十六日 甲府富士屋ホテル

講師 精神科医・立教大学現代審理

学部 映像身体学科

教授 香山リカ氏

テーマ 『新しい年のストレスを減らす

生き方』

発行所 公益社団法人 甲府法人会

広報委員長 長坂 茂

甲府市中央四丁目十二番二十一号

TEL 〇五五・二三七・七七七四

印刷所 株式会社 内田印刷所

発行日 平成二十九年十一月八日

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者 法人 太郎

項目番号	点検項目	点検項目を記入欄		代表者記入欄	
		点検結果	点検者	改善方針	代表者
18	控除したところ遅延が1年あった。			売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。	

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目番号	点検項目	点検結果			
		○	△	×	／
経理面 小切手 振込手形	12 平許債と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 振込、小切手による高利貸は予定外（超過）の支払い、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 振込（超過）と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物・暗号簿（受取手形記入簿）は定期的に照合されていますか。	○	○		
内債面 未収金	16 控除簿（売掛一覧表）と平許債に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が滞っているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金手形（受取手形）の文書があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で63の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人 甲府法人会

電話番号 055-237-7774

URL info@kofu+ojinkai.jp